

令和3年決算審査特別委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月17日（金）
2. 場 所 市役所東庁舎4階 議場
3. 付託事件 日程第1 議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、
都市経済常任委員会が所掌する科目について
4. 出席委員 広 沢 修 司 委 員 長・小田川 敦 子 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・竹 内 陽 子 委 員
柴 田 圭 子 委 員・長谷川 則 夫 委 員
石 井 恵 子 委 員・植 村 博 委 員
伊 藤 仁 委 員 岡 田 繁 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠 井 喜久雄
市民環境経済部長 岡 田 光 一
市民活動支援課長 松 岡 正 純
市 民 課 長 今 井 美由紀
環 境 課 長 鈴 木 教 之
産業振興課長 金 井 勉
農業委員会事務局長 大 野 信 二
財 政 課 長 板 橋 章
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 事 務 局 長 石 井 治 夫
主 査 今 井 好 美
主 任 主 事 伊 藤 昌 枝

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、広沢委員長より御挨拶をお願いいたします。

○広沢修司委員長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和2年度決算審査特別委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日から5日間、不慣れではございますが、精いっぱい務めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、令和2年度は1年間丸々コロナ禍にありました。4月7日には緊急事態宣言も出され、4月から6月期のGDP速報値は年率換算で27.8%減ということで、戦後最大の下げ幅を記録したところでもございます。

このような状況下において、市政でもあらゆる事業において臨機応変な対応が求められるところであり、執行部各位におかれましては、使命感を持って一生懸命に業務を遂行してこられたことと存じます。

我々は白井市民の明るい未来を思い日々奮闘しているわけではありますが、その成果をこれからしっかり検証し、次年度につなげていくためにも、この決算審査は大変重要なものになります。委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行の協力をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

市長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。第3回議会定例会におきまして、令和2年度白井市一般会計、各特別会計、水道事業会計、及び下水道事業会計の歳入歳出の決算審査が本決算特別委員会に付託をされました。本日から審議をいただくことになっております。一般会計をはじめ、各会計の予算の執行に当たりましては、法令に基づき適正かつ効率的な執行に努めてきたところでございます。委員の皆様には適正なる御審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○石井治夫議会事務局長 それでは、議事等の進行につきましては、広沢委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○**広沢修司委員長** ただいまの出席委員は10名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に御配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

また、発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

次に、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可します。

なお、議場内の換気のため、扉、窓を開放しておりますので、御了承ください。

- (1) 議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、都市経済常任委員会が所掌する科目について

○**広沢修司委員長** これから日程に入ります。

日程第1、議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

これから5日間にわたり質疑を行います。委員の皆さんに申し上げます。決算審査は予算が議決した趣旨と目的に従って適正に効率的に執行されたかが重要であり、それによってどのように行政効果が発揮できたのかが最も重要なことです。したがって、決算審査の趣旨に鑑み質疑を行い、一般質問とならないよう御注意ください。

審査の順序といたしましては、初めに、一般会計の歳出に対する質疑を行い、次に、一般会計の歳入に対する質疑を行います。

質疑については、歳出から歳入までページ順に一問一答形式で行います。担当課長が答弁を適切に行えるよう、ページ数と項目を指定の上、端的にお願いします。

なお、既にお手元にある資料と重複する内容の質疑は御遠慮ください。

最後に、質疑の際は、挙手し、指名されてから御発言ください。執行部についても同様をお願いします。

それでは、歳出について質疑を行います。

82ページをお開きください。2款1項1目一般管理費中、暴力団排除活動に要する経費、防犯対策事業、交通安全対策事業について質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 85ページにあります24) 防犯対策事業について伺います。

予算の中で、令和元年度のLED化率が25.2%だったという報告がありました。2年度においてはLED化はどれぐらい進んだのでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

令和2年度末までにLED化100%ということで、達成をしたところです。

以上でございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 今のところですけども、この防犯灯設置が予定では15基ということになっていたと思いますけれども、実際には何基設置したのでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

防犯灯の新規設置につきましては、30基設置をいたしました。

以上でございます。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 予算のときの私の聞き間違いでしょうか。たしか15基ということで予算計上したと思いますし、予算計上では172万6,000円、これが実際には121万円ということで、大分減額になっているんですけども、15基の予定が30基設置したということで間違いないでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

当初予算の積算では、今おっしゃるとおり、15基ということでございましたけれども、自治会に防犯灯の新設要望を受け付けさせていただいております。その中で、申請が107基ございまして、そこで防犯灯の設置の必要性等を、現地確認の上、見極めさせていただいて、30基というようなことで設置をしたところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、実際には予定数よりも倍設置をして、予算は大分執行残が残っているんですけども、この辺の説明をお願いできますか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

当初の予算の細かい積算なんですけれども、電柱あるいはNTT柱に共架していくというようなものが13基、独立柱に設置をするのが2基、それから、ほかに独立柱として設置をするというのが70

万円ほど積算としてありましたので、この独立柱というものがなかったことにより、その分だけ30基増やして、電柱共架ができたということでございます。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それはそれで分かるんですけども、これから予算を組み立てるときにはその辺も考慮しながらお願いしたいと思います。

それで、要望のほうは107基あったということですが、これは令和2年度の中で107基なのか、それまでも合わせた107基なのか、この辺はどうなんでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

令和2年度に実施をいたしました要望が107基だったということでございます。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、それまでの要望数と合わせて、この年には30基設置をしたということですけども、令和2年度中に、要望に対して、いわゆる残っている、防犯灯設置の要望に対して30基つけたわけですけども、残っている要望数というのは幾つになるんでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 107基の要望がございまして、そのうち30基の取付けを行いましたので、残るところは77基ということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 再度確認しますけれども、令和2年度中の要望が107基という話でした。私が言ったのは、それまで、令和元年度まで、平成31年度までですかね、それまでの要望数と合わせて、令和2年度の末の時点でね、先ほど令和2年度の中で107件あったと。その前の段階は含めていないというような私は受け取り方だったんですけども、令和2年度までの要望数が全部で幾つで、まだ未設置が何基あるかというのをお尋ねしているんです。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 これまでの累計の要望数については、手元に資料がございませんが、平成31年度の要望については、55基の要望を受けて9基を設置しておりますので、そういった面で見ますと、四十数基が要望にお応えできてないということではあるんですが、現地調査の結果、設置する基準等がございまして、35メートルの間隔が必要だとか、それから、ある程度の明かりが確認できるものについては設置ができないとか、いろいろなことがございまして、その年度年度で要望を受け付けて、それに対して回答させていただいて、必要性が認められるところについては防犯灯を新規に設置させていただいているというようなことになります。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○**柴田圭子委員** 今のところ確認なんですけれども、要望したけれども設置がされなかった場合は、翌年度にも同じ箇所がまた要望として出てくるということはあるんですか。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** 令和2年度の107の要望の中に、平成31年度要望があった箇所がある件数は1基のみでした。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** 柴田委員。

○**柴田圭子委員** 分かりました。

では、その下の25)の交通安全対策事業について伺います。交通指導員の報酬が65万円、ちょっと予算よりは減額ですけれども、これ何人の活動になりますか。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** 交通指導員は30名の定員枠でございますけれども、令和2年度は26名で活動を開始いたしました。途中2名の方が退任をされましたので、後期は24名ということで、令和2年度末は24名ということで活動を行ったということでございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** 柴田委員。

○**柴田圭子委員** 交通指導員というのは、横断歩道に立って指導して下さったりとかいう活動なのかと思いますけれども、これ報酬なので、月単位で活動したベースで払われるのかなと思うんですけれども、コロナでいろいろ活動が制限されたりした中でも、割とその人数の割には満額近く使っているのかなという印象を受けます。この活動自体は、コロナで減ったりとかということなく、外で横断歩道に立ってくださっているのでもう密になることもないということもあるんでしょうけれども、活動自体そんなに影響なかったというふうに受け止めてよろしいのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** 交通指導員の皆様の役割というのが大きく、交通安全教室、こちらは、保育園、幼稚園、小学校、中学校に出向いて子どもたちに安全教育を行うものでございますが、こちらにつきましては、平成31年度は延べ39回教室を開催しておりますが、各学校の考えもございまして、令和2年度は延べ5回ということでとどまっております。

しかしながら、街頭交通指導という、こちらは通学路で朝子どもたちが登校時に見守り指導するというものにつきましては、屋外であるということと、平成31年度は15回開催しておりますけれども、令和2年度は12回ということで、おおよそ例年どおりの活動ができているというようなことで、コロナによって活動に対しての支障は受けたものの、一定程度の活動はできたのではないかというふう

考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○**石井恵子委員** すみません、83ページのところになるんですけども、21番、暴力団排除活動に要する経費は、金額はそんなに大きくありませんけれども、執行残があります。決算のこの金額でも効果は十分出せたのかというところを伺います。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

暴力団排除活動に要する経費の中の7万300円というところでございますが、こちらは啓発用の冊子を、商工会ですとか、あるいは、工業団地協議会等に配布をして、暴力団排除についての関心、理解を促していくというものでございます。啓発ということですので、こういったことに対しての取組の一番基本的な事項ということで、役割はこの冊子を配布して知っていただくことによって果たしているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に、2款1項7目、ページが102ページから103ページ、出張所費について質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に、2款1項9目、ページが104ページから115ページ、地域振興費について質疑はございますか。

松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** こちらの決算書の中で誤りがございましたので、まず最初に訂正、お詫びをさせていただきたいと思っております。

ページにいたしまして、109ページでございますけれども、2款1項、9目の6番公民センター管理運営に要する経費の中の12の委託料の2番目の自家用電気工作物保守点検業務委託料でございますが、この項目の前に、長期継続契約の【長】という記載がございますけれども、こちらは長期継続契約ではございませんでしたので、こちらの【長】というものを取っていただけたらと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○**広沢修司委員長** よろしいですか。

では、質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 107ページお願いします。107ページの一番上なんですけれども、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金、これは多分補正で出たんだと思います、当初予算にはこの項目がなかったので、これについて説明をお願いします。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、平成31年度の大型台風で被害を受けましたコミュニティ施設を、千葉県の地域コミュニティ施設再建支援事業補助金を活用して修繕を行ったというようなものがございます。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 大まかな説明ありがとうございます。すみません、その14万円の中身についてお尋ねします。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

こちらは、補助対象が自治会が管理する集会施設及び倉庫、そういったものが対象となるわけなんですけれども、自治会が持つ施設のほうが、屋根が飛ばされたというようなことで、失礼しました、木が倒れたことによりまして集会場の屋根が破損をしたということで、それを修繕するための費用ということで、補助額が3分の1となりますので、42万円のこの修理の代金かかっているんですけれども、そのうち3分の1の14万円が補助されたということがございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

先に手を挙げた竹内委員。

○竹内陽子委員 一番下の段に、行政連絡業務交付金、この市の考え方をまずお答え願いたいと思います。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

この行政連絡業務交付金につきましては、市のほうから市民の皆様いろいろな情報を通知したり、あるいは、資料、回覧、そういったようなものを、自治会の皆様の協力によって、各自治会内の市民の皆様にお配りいただくための費用というようなことで考えております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 大体それは分かっているんですけれども、この金額を各自治会に送るときには、これは自治会として補助金を出すのと一緒に出していますか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

自治会に交付いたします市民自治組織活動補助金とは別途この行政連絡業務交付金として出しているという状況です。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 その辺に、ちょっと市民の間でいろいろクレームがあるように私は聞き及んでおります。というのは、これを自治会長が大体いろいろな連絡の業務としてかかる費用をここから出しているというように伺っておりますけれども、ある自治会長は自治会の補助金の中に入れてしまう。こういうことで、ボランティアですから要りませんと。そうすると、これを、自治会長だからいただきましょうと。自主的でありますけれども、その辺に言うに言われぬいろいろな市民の間での声が聞こえてまいります。例えば、生活指導員というのも、今回、質が違いますけれども、いろいろ精査して、指導員に対する補助がなくなりました。そうしますと、今言ったような、こういう市民の間と言うに言われぬような、こういう不満というか、不平というのがあったということは御存じだったでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 行政の連絡業務交付金の自治会での使われ方につきましては、自治会によって様々な例があるということは耳には入っております。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そういうことであれば、やはりこの問題は、市民間でせつかくボランティアでやってもそういうお気持ちが出てくるとあまりよくないと感じますので、ここは今次回に向けて考えていく要素として考えていただきたいと思います。

○広沢修司委員長 よろしいでしょうか。

○竹内陽子委員 はい。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、今のところ、105ページの18の自治組織活動補助金のところですが、これに関して、コロナ禍の影響を受けているかどうかについて伺います。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

コロナにおいてこの市民自治組織活動補助金に影響を受けているかということにつきましては、この補助金を年度末に返金するという自治会が令和2年度は26自治会ございました。平成31年度は4自治会、平成30年度も4自治会ということですので、コロナの影響下によって地域での自治組織の活動

がなかなかできなかったというような現実がここに表れているというふうに思っております。その中で、自治会の中ではいろいろな工夫をして活動をしてくださっております、この令和2年度に多かった自治会の活動といいますのは、環境美化活動、ごみ拾いとか、草刈りだとか、花植えで、屋外でできる活動、それから、防犯活動、これは皆さんが集まっての防災訓練、これは密になるということで、防犯パトロールというような形で、外で歩きながらというようなところ、それから、防災啓発活動ということで、防災訓練に代わって、啓発をして、住民の皆さんに重要性を知らしめていくと、こういうような形で、活動自体は大きな縮小を余儀なくされたわけなんですけれども、コロナ禍で自治会の中での工夫した活動としてこういったことがございました。

以上でございます。

○広沢修司委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 すみません、今のところは分かりました。ほかのところで、115ページまでいいですよ。

○広沢修司委員長 はい。

○長谷川則夫委員 111ページ、まちづくり協議会のところで、これについても同じようにコロナ禍の影響があったと思うので、お伺いをします。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えをいたします。

このまちづくり協議会につきましては、第二小学校区、第三小学校区、大山口小学校区と、それぞれが今準備会ということで、住民の皆様が相互に対話をし合いながら、活動をこれまで進めてきたところです。こちらの活動についても大きな影響を受けて、緊急事態宣言下においては会議を開催することを全て見送って、何とか立ち往生をしながらというようなことでやってきております。

ですので、そういったような非常に厳しい条件下ではあるんですけれども、それぞれの小学校区の中で、密にならないということ、それから、対話の仕方を再検討しながらということで、それぞれの準備会については工夫をしながら開催をしてきているところなんです、当初の予定よりかは会議の回数が多くできないということで、進捗状況が遅れているということでございます。

以上でございます。

○広沢修司委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 そうしますと、設立見込み、それぞれの協議会によって違うんでしょうけれども、どれくらいずれ込むと考えていらっしゃるでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

昨年度の今頃は、今年の秋ぐらいには何とか開催にこぎ着けたいというようなことがございましたけれども、今年度に入りまして度重なる緊急事態の宣言によりまして、目標としては12月末までに

何とか立ち上げることができればということでございますけれども、現緊急事態宣言下で、また準備会が中断をしているという状況で、今後の状況によっては今年度末までに協議会を立ち上げるというようにも状況次第ではあり得ることだというふうに考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 岡田委員。

○**岡田 繁委員** 109ページの公民センターについて、直営4年目になりますけれども、成果をお聞きしたいんですけれども。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

公民センターにつきましては、平成29年度から直営施設としての運営で実施をしてきておりますが、この中で、まちづくり協議会を設立していくというような大きな目標がございました。その中で、いろいろな自主事業やプロジェクトの新たな活動の開始等々によりまして、地域の住民の皆様のそういったまちづくりに対しての意識の啓発、それから、地域人材の発掘、こういったようなことに努めてまいりました。

その中で、様々な住民の皆様の協力によっての成果物が出来上がったとか、あるいは、冊子が出来上がったとかいうようなことがございまして、昨年12月にまちづくり協議会の準備会が発足され、そこから、今年度12月、遅くとも年度末までにはまちづくり協議会を立ち上げるということまで、道筋を着実にたどってきておりますので、そういったことを考えますと、公民センターの運営については、当初の予定に合わせた形で成果を上げてきているというふうに考えております。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** まず、今のところ、109ページの6) 公民センター管理運営に要する経費について伺います。

まず、報酬のところなんですけれども、会計年度任用職員7人の人件費が約40万円ダウンしています。そして、10事業費のところ、光熱水費が約80万円予算から下がっていますが、全体的に、人件費も若干下がってたりしますので、これらの予算の執行残が出た理由について伺います。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

こちらにつきましては、新型コロナウイルスによりまして、いろいろな事業の縮小など、そういったようなことが、大きなことが起きましたので、それに合わせて会計年度任用職員等、歳出のほうが減ったというようなことで考えております。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** それはコロナの影響で職員の出勤がお休みになったという、そういうことで人件費等が、水道光熱費、公共料金等も下がったという理解でよろしいでしょうか。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

事業が軒並み中止になったということで、事業に関わる職員の業務が減ったということですか、施設を閉館したことによって、その分だけの、例えば、電気料だとか、いろいろな維持管理に関わる部分、そういったようなものも減少されたというようなことの結果の表れだというふうに考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** そうしましたら、今度は107ページ、5)白井コミュニティセンター管理運営に要する経費、この中の12委託料について伺います。

委託料の数字が予算とぴったり一緒になっています。これは損失補填等がコロナの関係であったものを、市も若干補填しているんじゃないかなということを思っているんですけども、事前に配付された資料の中ではそういったところが出ていなかったんですね。ですので、令和2年度におけるこのコミュニティセンターの委託料の中の損失補填という額について伺います。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

白井コミュニティセンターの指定管理料2,306万6,000円ということでございますけれども、こちらにつきましては、指定管理料をコロナの影響を合わせて増やすだとか、逆に減らすだとか、そういったようなことをせずに、当初の定められたとおりの金額ということになっております。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、指定管理施設の指定管理料に対する考え方というものが示されましたので、それに合わせて各種検討した結果、このような指定管理料のままで行くということで判断したということでございます。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** よろしいですか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 今御説明いただいたことは、今までに議会のほうにも、説明だったか、文書でだったか、報告いただいている内容かと思えます。

今この場でお聞きしているのは、それを踏まえて、一体どれぐらいの損失を補填したのかという、具体的な額をお聞きしています。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

コロナによる損失の補填というものは行ってございません。

以上でございます。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうすると、確認ですが、自主事業に関する収益、そういったものの損失も穴埋めをしていないという理解でよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 そのとおりでございます。

○広沢修司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところなんですけれども、指定管理者も中小企業の何か県直なのか、救済の対象であるということを昨年度の途中で確認をしているんですけれども、ということは、ここの決算書に表れていないということは、市を通さずに直にそういうふうに指定管理者のほうで県のほうに行ったとか、そういうような情報は得ていますか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

そういったような情報は市のほうでは得ておりません。

以上でございます。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 115ページまでですよ。

○広沢修司委員長 はい。

○柴田圭子委員 そうしたら、次は113ページの下の11)の市民団体活動支援補助事業の次のページに行きまして、市民活動推進委員会委員報酬、9人分とあります。これもコロナのために、定期的な会合とか、年度予定された会合とか、開かれない場合もあったのではないかと思うんですけれども、それはどうだったのでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

市民活動推進委員会の会議の影響でございますけれども、当初6回の開催を予定をしておりましたけれども、こちらは市民団体活動支援補助金の補助金審査の回数を、当初3回と見込んでおりましたところ、コロナの影響もありまして、補助金申請をする団体が減ってしまいました。その関係で、審査にかける会議の回数が2回で済んだということで、トータル1回の会議の減ということで、不用額

に至っているということでございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 113ページにあります10) しろい市民まちづくりサポートセンター管理運営事業から伺います。

12委託料の中にある専門コーディネーター運営支援業務委託料についてですが、約半分執行残が出ています。こちらの理由について伺います。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

こちらの専門コーディネーター運営支援業務委託料につきましては、専門の方を招いていろいろなアドバイスを受けるというものであるんですけども、コロナウイルスの感染拡大で、年度当初、4月から8月ぐらいまで、指導をしてくださる会社のほうでも新型コロナウイルスの関係で非常に混乱をしております、なかなか外部の支援でこういった委託を受けるというところが、今外出できないとか、いろいろな状況がございまして、もう少し落ち着いた頃をお願いしたいというような話で、9月頃からこの運営支援業務の委託を行ったということで、半年分の期間の間の中の委託になったということで、不用額として出ているものです。

しかしながら、下半期については、その遅れを取り戻すために、6回の研修を1回2時間ずつやって、市民コーディネーター、あるいは、まちサポの運営機能の充実に努めてきたところでございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 残り半年で挽回、取り戻すために努力されたというふうに理解しました。

それで、予算のときの説明なんですが、その外部委託をした先生というんですかね、講師というんでしょうかね、その方が来て、ネットワーク構築の伴走支援であるとか、コーディネーターの育成であるとかというふうな説明がありました。今御説明いただいたものは、主に研修を行ったということでした。コーディネーターの育成というのを継続的に重点的に取り組まなきゃいけないサポートセンターの役割でもあるのかなと思いますので、このコーディネーターの育成について、2年度の成果をどのように捉えていらっしゃるか、お願いします。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

コーディネーターと一口に言いますが、様々な力量、あるいは、知識というものが求められてまいります。そういったようなことを一つ一つテーマを設けて、各この研修でいろいろな学習や実際の検討、あるいは、知識を得てきておりますので、市民コーディネーターが求められている様々な機能

の基本的な部分、そういったようなものを着実に積み上げてきているというようなことはできたかというふうに思います。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○**石井恵子委員** せっかくですから、今の113ページで、同じところ、しろい市民まちづくりサポートセンターの管理運営事業の中の、役務費が予算のときにはなかった項目です。ここでは流用されていますが、この11番の役務費の手数料、内容について伺います。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

こちらの役務費につきましては、当初講座の講師に報償費としてお支払いをする予定でしたけれども、講師のほうから所属する法人へ納めてほしいというような依頼を受けまして、2つの講座の講師料を手数料という形で法人のほうにお支払いをさせていただいたというところでございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○**石井恵子委員** すみません、これが先ほどの白井のコミセンの話とか、公民センターの話と関係するんですけども、一応111ページの7番、西白井コミュニティプラザ、ここの管理運営に要する経費についても一応伺っておきます。これは委託ですし、債務負担行為でもう西白井のコミュニティプラザの指定管理をお約束しているわけですけども、今年に関してはコロナの影響がどんなふうにあったのか伺っておきます。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

西白井コミュニティプラザのコロナにおける影響ということでございますけれども、昨年9月に、どのような影響を受けているかということ、指定管理者のほうにいろいろと確認をさせていただきました。その中で、特に施設利用料の施設利用料金ですとか、あるいは、講座の参加費ですとか、そういったようなものが、前年度のときと比較しまして14万円弱ぐらい減少してきているというような報告がございました。

しかしながら、9月以降、いろいろな施設が再開をして、そして、参加者もまた戻ってきたということもございまして、年間を通じて考えますと、平成31年度、施設をオープンした当初の施設利用料金等の収入額よりも令和2年度はそれを上回ったということで、こちらはこの指定管理者側のいろいろな経営努力によって、利用者の掘り起こしをコロナ禍においてもしてきたというようなことで捉えているところです。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** それでは、ここで休憩します。

再開は11時。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○**広沢修司委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。

115ページまでよろしいでしょうか。

伊藤委員。

○**伊藤 仁委員** ここに入っているんだと思うんですけども、ズーム体験の、ここには入っていないんですか、その講習会を行ったことによって、どんな手応えというか、どういった形に、何といったらいいんだろう、初めての事業だと思うんですね。それを行ったことによって、そういったことが広がっていくかどうかという判断はどういうふうにされているのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

ズーム体験講習会の効果についての捉え方なんですけど、こちら187名の方に受けていただきまして、受け終わった後にアンケートを実施させていただきました。その中で、受講内容が分かったという方が6割いらっしゃいまして、そして、これから地域の活動でこのズームを活用していきたいかという質問に対しては、思うという方が全体の9割を占めてございました。

このことから、すぐに実践活動に結びついていけるかどうかというのは、全員には難しい部分もあるかもしれませんが、その受けられた御本人はぜひとも生かしていきたいと意欲を持って地域に戻られたということで、活動が1つずつ広がるきっかけにはなったものと考えております。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○**柴田圭子委員** 西白井のコミプラとコミセンについてなんですけれども、指定管理の何か基準を設けて、それと見比べて、特に減額したり増額したりする必要はないと判断したということなんですけれども、先ほど御説明あった西白井のコミプラは、利用料なんかはかえって前年度よりも増えたということですね。一方で、閉館している期間があって、光熱費とかそういう運営にかかる費用が全くゼロだった期間もあったはずなので、その差引きとして、全く減額をせずそのままという、渡すこと

にしたという、その経緯というか、話合った内容、コミセンもコミプラもですけども、についてお尋ねします。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** お答えいたします。

施設利用料金の減額、それから、講座参加費等の減額によって、これが大幅に減少するということが見込まれたわけなんですけど、当初定められた指定管理料を支払うことによって、経営上支障なく施設の管理運営が可能であるという見通しが立っているということですか、また、コロナによって雇い止め等の人件費の過度な削減を行わないという、そういった中で、市が定めた人員体制で適切に市の維持管理運営に当たっていくという、そういう考え方で指定管理料を変更しないというようなことが考え方ということになります。

以上です。

○**広沢修司委員長** よろしいでしょうか。

ほかに。

岡田市民環境経済部長。

○**岡田光一市民環境経済部長** ちょっと補足をさせていただきたいと思います。概要は今松岡課長が申し上げたところです。光熱水費等については、休館中については、確かに部屋の光熱水費は大分下がる、大分というか、そんなに金額としては下がるものではないとは思うのですけれども、下がるというところがあります。一方では、オープンしてから、閉館時間が夜7時で閉館したりだとか、さらに利用料金というところも、コミプラに関しては利用者が増えてきたというようなところがありますので、不要不急の外出の自粛というようなコロナ禍の中の対応だったわけですけども、指定管理者としてはそこをしっかりとやってきているというようなところで、特に指定管理料についての増減ということは考えないということになったものでございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** 柴田委員。

○**柴田圭子委員** それはコミセンも同じですか。利用者が増えたとか、そういうような、現象としては同じような感じなんですか。

○**広沢修司委員長** 松岡市民活動支援課長。

○**松岡正純市民活動支援課長** コミセンにつきましては、コミプラと事情が若干異なるところがございます。コミュニティプラザは平成31年度に、10月に開設をいたしまして、当初全くゼロスタートということになっておりますので、元から使用される方々が多くなかったというところがあるんですけども、コミュニティセンターについてはもう開館してから時間がたっておりまして、自主事業を行いながら多くの方が利用されておりましたので、施設利用料金の減額分については、コミュニティセンターについては、年間通して大変大きな額になっております。そういったところがコミュニティプラ

ザとコミュニティセンターの大きな違いということでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 利用者の増減についてはお答えいただいてないと思うんですけども。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

コミュニティセンターの利用者数につきましては、平成31年は2万9,565人でございます。一方、令和2年度に対しては9,394人ということで、平成31年度の31%の利用者数であったということでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、115ページまで終了して、その次の2款1項10目の男女共同参画推進費について質疑をお願いいたします。

竹内委員。

○竹内陽子委員 115ページの男女共同参画推進費のところの一番上にあります1) 人権意識啓発に要する経費、これは執行残でかなり余っております。ところで、男女共同参画、これはもう長いこと歴史があって、もう当たり前のように各自治体もそういう意識があると思うんですけども、現在性の多様性を認めるという、LGBTのような在り方が今問われてきていて、そういうことが市町村の役所の受付で混乱を来しているような報道もされております。そういうようなことを、やはりこちらの市もそういうことを受けて、市もそういうことがあったらどうしようかというような、人権に関することの勉強というか、研修ということは今回されなかったんでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

令和2年度の取組の中で、今御指摘のあった研修や、様々な取組ということは実施をしてきておりませんが、議員御指摘のとおり、今社会の中でも大変要請が高くなってきているテーマでございます。昨年度は男女平等推進行動計画、こちら前期の最終年度ということで、後期の計画を策定いたしました。この策定によって今年度から後期計画のスタート年度となるわけなんですけど、新規事業の中で、性的少数者に関する啓発の実施ですとか、そういった方々に配慮した対応マニュアルの作成、そういったようなものを位置づけて、これから取り組んでいく予定でございます。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 じゃあ、お尋ねしますけれども、令和2年度にはそのような、LGBTですか、そ

ういったような関わりのあるような方々の申請のようなものはなかったのでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

LGBTの方の申請があったかどうかというところは、市民活動支援課では今数字としてつかめていないという状況でございます。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、実際には考えているけれども、令和2年度はそういった勉強会、研修、行わなかったということですので、改めての後期基本計画のほうでそれを入れ込んで策定していくということであれば、そういう理解をして、この質問を終わります。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 同じところですか。115ページの男女共同参画推進会議の報酬なんですけれども、推進会議委員の報酬です。当初予算では14名ということで、決算では12名になっておりますが、この12名で、また、この金額で、期待される行政効果はあったのでしょうか、また、どんなものだったのか教えてください。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

この男女共同参画推進会議の委員の皆様は、学識経験者を始めまして、社会福祉協議会、校長会、商工会、農業委員会、工業団地協議会、それから、公募委員の皆様等々、多種多分野に関わる方になっていただいておりますので、各方面から男女共同参画等の視点から、忌憚のない御意見をいただきながら検討を進めておりますので、そういった中で、この3回の会議を通じまして、男女共同参画の計画の見直しですとか、あるいは、計画の振り返りですとか、そういったことを実施できたものというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 十分な行政効果があったというふうなお答えだったと思います。ということは、今後これも12人で大丈夫なんだというふうに理解してよろしいですか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

このメンバーで引き続き協議、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 今の石井委員のところ、同じところなんでけれども、十分な結果が出たということですが、具体的に女性幹部の登用は昨年度に比べて増えているのかどうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

男女平等推進行動計画におきましても、市役所内の女性管理職の割合というもの、こちらを数値目標の1つとして掲げております。大変重要なことではございますけれども、目標数値には達成できていないという状況下でございます。こちらについては、なかなか、課長になるための在職年数の問題ですとか、様々な要因がございますので、そういった要因がある中で、今後女性管理職が登用される割合を高めていくということ、これは必要なことだというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 115ページになります。1) 人権意識啓発に要する経費について伺います。

コロナ禍の中で、コロナに感染した方に対する差別、偏見を取り除きましょうというのは、国を挙げて広く訴えてきたところなんです。この予算の中で見ると人権に関わるところがこの項目しかない。コロナに関する差別、偏見を是正する活動についてはどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

人権に関わる相談を、8月除く毎月第2木曜日に実施をしております。この中で人権のあらゆる相談を受け付けさせていただくところなんですけれども、コロナ禍で中止せざるを得ないような状況がございました。ですので、相談の件数としては、残念ながらゼロ件というようなことになってきているわけなんですけれども、コロナのそういったような人権的な差別、これは大変大きな社会問題でありますので、こういった人権相談を通じまして、そういった相談が寄せられたときにはしっかりと対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 この予算の中で行われている相談については、実績はゼロだったということに理解しました。

ただ、担当課、市役所全体としての人権に関する、コロナに関する人権の取組という主管課という課はこちらでよろしいんですか。何か相談以外では、お金のかからない啓発活動であったり、そういった取組をされていたんでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 このコロナに対する人権的な差別について特化した事業ですとか、取組というものは、令和2年度には実施はしてきておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 実施してこなかった理由をお聞きしてもよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 事業というような表現でしたので、申し上げなかったんですが、市のホームページには、コロナに感染したからということで、人権的な差別は絶対にやめましょうということを掲示をさせていただいて、啓発というような形での告知はさせていただいているところがございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 その答弁なんですが、ホームページとおっしゃっていましたが、これ市長自ら言っていますよ。市長自らそういうことを言うことはやめましょうということで、毎回そういう、毎回というか、何回かそれを見ております。市長自ら言っていると私は認識しているんですけども、違いますか。

○広沢修司委員長 松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 お答えいたします。

市長から、各地域でのいろいろな会合ですとか、あるいは、事業の中での挨拶の中で、新型コロナウイルスの感染状況と併せまして、その感染によって差別的なことがないようにということを、常々市長自ら地域の皆さんにお伝えしているというところは存じ上げております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、続きまして、2款3項の戸籍住民基本台帳費について、ページは120ページから125ページになります。質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 123ページになります。2) 戸籍事務に要する経費、この中の12委託料、一番下になります、戸籍情報システム改修委託料について伺います。

当初予算が642万4,000円ということで、この内容説明が、予算のときは、令和2年度分のシステム改修をするということと、財源としては国から全額補助されるというふうな説明がありました。シス

テム改修の委託料ということなのですが、すごく執行残が大きいなと思ったんですね。なので、実際この改修が2年度どのように行われたのかということについて伺います。

○広沢修司委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。

こちらの委託料につきましては、戸籍情報システム改修委託料ということで、マイナンバー関係の総務省管轄のものと戸籍関係の法務省管轄のものがありまして、年度途中でそれぞれ事業費の内訳が示されたことから、令和2年9月議会で補正を行い、年度内にシステム改修を完了し、補正内容どおりに執行しております。

まず、総務省管轄のデジタル手続法関連では、戸籍システム、住基システム合わせまして戸籍情報システム改修委託料ということで、125ページ、戸籍情報システム改修委託料の694万1,000円になります。こちらにつきましては、情報通信技術を活用して、行政手続の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、デジタル手続法により住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法などの関連法律の改正が一体的に整備されました。

国外に長期滞在する方が増加する中、マイナンバーカードは国外に転出して住民票が消除されずと利用できなくなりますので、戸籍の附票システムと住民基本台帳システムを連携させることにより、国外転出後もマイナンバーカードを利用可能とするためのシステム改修となります。

先ほど御指摘のありました、戸籍事務に要する経費の中の戸籍情報システム改修委託料149万6,000円のところなのですが、こちらは法務省管轄の戸籍法の部分になります。こちらにつきましては、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関する改正法の公布によりまして、マイナンバー制度に基づく情報連携及び戸籍事務の制度面における所要の措置が講じられました。

戸籍事務の変更点としましては、本籍地以外の市区町村におきまして、新システムを利用して本籍地以外の市区町村のデータを参照できるようにし、戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付を不要とすること、また、自らや父母等の戸籍について、本籍地市区町村以外の窓口でも戸籍謄抄本の請求を可能とするもので、国民の利便性の向上や行政手続の簡素化、事務の効率化が図れるものとなります。

当初、戸籍情報システム改修委託料ということで、戸籍事務に要する経費で642万4,000円を計上しておりましたけれども、補正後149万6,000円となっております。差額の492万8,000円につきましては、3)の住民基本台帳事務に要する経費に昨年の9月議会で振替をしているものです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

松岡市民活動支援課長。

○松岡正純市民活動支援課長 先ほど男女共同参画推進に要する経費の中での答弁について、一部誤りがありましたので、この場で訂正をさせていただきたいと思います。

115ページの下段の男女共同参画推進に要する経費の中の男女共同参画推進会議委員報酬、12人と

ございました。この審議会としては12名のままで進めていくという考え方でよろしいですねという御質問をいただきましたが、この12名はこの会議において報酬をお支払いした方の数でございますので、全体の委員は先ほど申し上げたような構成により15名でございますので、こちらの点については訂正をさせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

以上です。

○**広沢修司委員長** よろしいでしょうか。120ページから125ページまでの戸籍住民基本台帳費について、質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に、200ページに飛びまして、200ページから201ページ、4款1項1目保健衛生総務費について質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、続きまして、218ページから223ページ、4款1項4目環境衛生費について質疑をお願いします。

石井委員。

○**石井恵子委員** 219ページ、3)の専用水道事務に要する経費、ここは執行算が若干出ていますけれども、この決算の内容で予算の60%ぐらいが執行されたのかなというふうに思いますが、これで期待された効果は達成されたのかどうかを伺います。

○**広沢修司委員長** 鈴木環境課長。

○**鈴木教之環境課長** お答えいたします。

こちらの予算で見ている内容ですけれども、手数料といたしまして、市が令和2年度に事業所などに出向いて水道施設の立入検査を実施しております。施設ですけれども、水道施設、専用水道の9施設と小規模専用水道の22施設の立入検査を、水道法施行規則第16条に基づき行っております。

手数料ですけれども、水道施設に立入る者は定期の6か月ごとに健康診断を行わなければならないとされていますので、水道施設の立入検査を実施する前に環境課職員の全員の健康診断を実施するための手数料であります。

実際立入りして、指導が結構あった中で、例を挙げますと、水道で飲料水のために水質基準に適合しているかという判断を、遊離残留塩素濃度を測定しているんですけれども、施設によっては塩素の濃度が高かったり、または、低かったりしたケースがあったこととか、あと、水槽に水がたまったときに水があふれるような形で、オーバーフロー管というのを設けています。これはなぜかという、オーバーフロー管を設けないと、これは受水槽なんですけれども、水圧が入ってきますので、それを設けないと水槽に圧力がかかって受水槽が壊れてしまう、そういうケースもあります。そういったことも立入りの検査の際に職員が確認して指導等をしていきますので、重要な水質、飲料水の水質、これも絶対なので、その辺を施設の方に、そういうところが見られたら指導しますので、指導の効果があ

ったものと捉えております。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 詳しい説明ありがとうございます。確認ですが、井戸水の飲用水の指導もされているということでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

専用水道につきましては、まず、分けますと、上水受水、これは市営水道並びに県水道があります。それと、自己水源、井戸といいますと地下水がございます。施設を立入検査するのは、もちろん上水道の専用水道となるんですけども、自己水源の地下水においては専用水道と小規模専用水道がありますので、地下水においても施設がそういうところ、受水槽を設置するところについても検査を実施しております。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

植村委員。

○植村 博委員 221ページの5)のところ、河川等環境保全に要する経費、ここで記載されているのはほとんどいろいろなところへの負担金ばかりなんですけれども、この河川を保全する、どのように保全したらいいかという情報、これはどのようにして押さえているんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

負担金につきましては、印旛沼及び手賀沼の負担金ということで、毎年私が出席する会議とか、年間を通して会議がございますので、その中で事業の内容と実績報告をいただいています。それに水質保全とか、それにかかわる費用等に伴う負担金となります。

以上でございます。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 よく市民の方からも、白井市の河川の状況、非常に、河川敷、いろいろな動物や何かが来ていてということをお聞きしています。ついせんだっても、柏から例のアフリカの何か鳥が飛んできたというようなこともありましたが、ここの、例えば、外来種のカメとか何かが大分あそこに住んでいるんですけども、河川敷のところ、あるいは、川の中に住んでいるんですけども、そういうことに関してはここではどのように扱う、ここではないのかな、そのとこちょっと聞きたいと思うんです。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えします。

カメについては、あれも外来種ということで、結構市民からも問合せが、捕まえたのでということ

で、環境課のほうに連絡がありまして、環境課のほうで出向いて、カメを捕獲しているところです。手賀沼で言うと、自然を侵すような植物が発生しているんで、その駆除とか、そういったことがあります。

以上でございます。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 最後に、先ほどは課長がいろいろな負担金を出している協議会に出席をして、いろいろな情報を聞いてきているということですが、こちらから積極的にその場で白井市の実態に合わせた意見を言うというようなことはないのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 そうですね、会議に出席の中で、事業説明なり、聞いた中では、それを踏まえて意見を述べることも今後考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 219ページの2) 畜犬対策に要する経費、ほぼ予算どおりに執行されているんですけども、これはたしかコロナの関係で、狂犬病の注射ですかね、その会場を中止だとか、延期だとかというような広報がされていたと思うんですけども、これ予定どおり注射はされたんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

昨年度の狂犬病予防注射ですけども、コロナの影響で中止となりました。最初は予定していたんですけども、ぎりぎりです市民のほうに中止の報告をさせていただいております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 昨年度は注射は1頭もしていないということになると思うんですけども、これ法律で年に1回注射をしなければならぬんじゃないんですか、確認しますけれども。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 すみません、確認してお答えいたします。申し訳ありません。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、221ページ一番下に書いてあります合併処理浄化槽等設置促進事業、この件につきましては資料が出ております。その資料を見ますと、正確な件数を把握できていないのが現状であるということから、いろいろ理由があるんですけどもね、これはやはり環境上、あるいは、今までずっと悩んできた問題の1つなんです。それで、もちろん環境の上から、それから、将来の下

水の問題、上水の問題も含めて、これは早く取り扱っていかないといけない問題だと私は思っているんです。それで、その文章の中に、空き家が多くなったからなかなか難しいというんですけれども、空き家のことはもう去年ずっと言ってきたいるんですね、私も。その際に、地権者にもちゃんと手紙を出している。そういうことであれば、その問題もその手紙の中に書き添えてできるはずなんですよ。だけれども、何というんですね、やはり横の連携が取れていないんだなというのがこういうのを見るとよく分かります。環境課、それから、市民活動支援課、建築宅地課、そういったところが連携が取れていれば、ああそうか、このメモも入れておこう、あれも入れとこうと、こういうふうになるわけなんですけれども、もうこういう回答が来ているから、これで理解するしかないんですけれども、本当はこんな回答したらちょっと私はまずいと思いますよね。その辺はどう捉えていますか。

○**広沢修司委員長** 鈴木環境課長。

○**鈴木教之環境課長** 答えいたします。

資料の（２）の合併処理浄化槽年度末未設置件数についての空き家の件ということで、確かに委員のおっしゃるとおりございまして、空き家について、記載の内容につきましては、記載どおりなかなか直接訪問では難しい状況でありますので、今後空き家の担当となる建築宅地課の職員と、空き家に対して調査票というのがあるんですけれども、そちらに浄化槽の設置の使用状況とか、排水状況等を項目に入れて、空き家のその辺の情報をつかみながら、未設置なりの件数を、空き家についても把握していきたいと考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 竹内委員。

○**竹内陽子委員** いつも答弁は、改善していきます、改善していきます、ここ２年ぐらいはそういう答弁を聞くんですけれども、なかなか現場はお忙しいことはよく分かります。でも、改善していかなかったら、やはりこの作業というのは進まないわけですよ。

そこで、市民活動支援課の部長に聞きます。今空き家の問題も宅地課のほうとやるとか、それから環境課のほう、いろいろ関わってくると思うんです。部長としてもどうですか、この辺を今回しっかり取り組んでいくというところのお考えはどうですか。

○**広沢修司委員長** 岡田市民環境経済部長。

○**岡田光一市民環境経済部長** 答えいたします。

これまでも、空き家の関連については、一般質問等で多くの議員からもお話をいただいているところでございます。市といたしましても、建築宅地課、今おっしゃってございました、あと、市民活動支援課、それから、環境課というところで、ここは連携をしていかないと、この空き家問題というのは解決の方向には進んでいかないと考えておりますので、これからこの先もそうですけれども、しっかりと連携をしていきたいというように考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○**岡田 繁委員** 225ページの4)の水質調査に関してなんですけれども、最近増えているヤード、この周辺に。

○**広沢修司委員長** 岡田委員、すみません、225ページはまだで、今223ページ、環境衛生費についてまでで質疑をお願いしておりました。

○**岡田 繁委員** 失礼しました。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 221ページの11) 合併処理浄化槽等設置促進事業について、私も質問させていただきます。

まず、この事業の執行残はあるんですけれども、令和2年度の事業の行政効果、それから、実績について伺います。

○**広沢修司委員長** 鈴木環境課長。

○**鈴木教之環境課長** お答えいたします。

まず、質問は2つあったんですけれども、先に実績のほうをお答えいたします。

令和2年度につきましては、当初申請を8件見込んでおりましたけれども、実際実績としては、5人槽の単独浄化槽の転換設置が3件と、7人槽の単独転換設置が1件、それと、10人槽の単独転換設置が1件の計5件の実績となっております。

効果につきましては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換されたことによって、生活雑排水まで一括処理することができまして、公共水域の水質の保全や良好な生活環境の維持に役立ったと捉えております。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 先ほど竹内委員もおっしゃっていましたが、資料においては、年度末の設置件数は把握できていない現状があるという御報告がありました。けれども、市の事業予定に関して言えば、令和2年度において、目標基数72基、補助対象基数34基という、最終年度において72基の目標が掲げられているんですけれども、これに対しての効果、結果はどうなっていますか。なかった。違う。

○**広沢修司委員長** 鈴木環境課長。

○**鈴木教之環境課長** すみません、今委員がおっしゃった計画はございません。今あるのは、印西地域循環型社会形成推進地域計画、これ第3次計画になるんですけれども、こちらで5年計画の65基というのが示されております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 大変失礼いたしました。

それでは、今御紹介いただいた計画のほうでは、目標の数値みたいなのは令和2年度においてはあ
るのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

5年間で65基なので、年間平均して13基の計画でございました。

以上でございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところ確認ですけれども、年間13基の計画ではあったけれども、そもそも予算
で8基しか見込んでいないということは、もうそもそも計画からも外れちゃっているというふうに理
解してよろしいんですか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

計画はあったので、計画のとおり実行するべきだと考えていたんですけれども、5年間やる中で、
実績が伴ってなくて、確かにいろいろこういう場で啓発活動なりしているんですけれども、なかな
か啓発活動なりPRの実績が伴っていないのが実情でございます。

以上でございます。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 設置について補助金があったりするというのは分かるんですけれども、維持管理で
毎年毎年薬を投下したりとか、そういうふうなことで結構お金がかかると思うんですよね、合併処理
浄化槽は。逆にそこをきちんとしてもらわないと環境的にもよろしくないということで、もう随分昔
にも言ったんですけれども、維持をしてもらうためのほうに逆に助成をするとか、そこをバックアッ
プするとかね、そういうような形の検討というのはずっと今までにされなかったのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

今委員のおっしゃいました、設置後の維持管理についてだと思っておりますけれども、今現在維持管理
については補助金制度はないと判断しています。なので、確かに設置にもお金がかかるし、維持にも
定期的な清掃なり、点検が必要になってきますので、その辺は市の判断だけじゃなくて、補助をもら
っている国または県のほうとその辺のお話をしながら、方向的にそういうほうに向かっていけるのか
どうか、検討が必要だと考えております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 223ページの12)の新型コロナウイルスの対策に要する経費なんですけれども、これ全部流用で成り立っている項目なので、ただ、多分いただいた資料の中には中身が入ってない、書いていないと思うんです。これどういうことに使われたのかをお尋ねします。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 答えいたします。

こちらについては、当初予算に入ってございません。流用したのは、先ほどお答えいたしましたように、狂犬病予防注射を1回やるという方向だったんですけれども、中止とした中で、今度中止のお知らせを、市民にはがきの購入をもって、こちら消耗品になるんですけれども、それをもってこちらの通信運搬費で郵送の手続きをして、発送しているところでございます。

以上でございます。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 はがきのほうは分かったんですけれども、もう1つ、役務費17万5,518円、これも流用ですね。これはどういうことに使ったのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 すみません、一緒に先ほどお答えしちゃって申し訳なかったです。先ほどの質問の中で、消耗品についてははがきの購入ということで流用させていただきました。今の通信運搬費の17万5,518円なんですけれども、こちらにつきましては、そのはがきを購入して、今度それを発送する運搬費といいますか、発送費、運搬費ということで計上しております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 すみません、はがきは、切手というか、不要なんじゃないんですか、いわゆる官製はがきは。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 はがき代と、それを、はがきを郵送する費用として。

○広沢修司委員長 それでは、ここで休憩をいたします。

再開は1時15分。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時15分

○**広沢修司委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。

4款1項4目環境衛生費について、ほかに質疑はございますか。

鈴木環境課長。

○**鈴木教之環境課長** 先ほど午前中に、お2人の委員から御質問いただいたんですが、御回答できなかったもので、ここで御回答させていただきます。

まず最初に、狂犬病の予防注射についてですが、市の集合注射は中止になりましたが、狂犬病注射につきましても、法律で年1回行うことが定められておりますので、飼い主の方がそれぞれかかりつけの動物病院に行きまして、予防接種を受けていただいているところがございます。接種後につきましても、市のほうに、窓口に来ていただいて、予防注射済票をお渡ししているところがございます。

続きまして、2つ目の御質問がありました12事業の事業費ではがきの購入と、役務費ではがきの通信運搬費について回答させていただきます。

昨年度に需要費で購入したはがきは、初めから切手が印刷されているものではなくて、官製はがきではなく、事務の効率化を図るため、はがきの用紙として4枚セットの台紙を購入したところであり、役務費の通信運搬費につきましても、官製はがきを使用していないことから、郵便局に出向いて郵送の手続きを行いまして、発送後白井郵便局から請求書が届き、請求書をもって17万5,518円を支出しているところがございます。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** よろしいでしょうか。

ほかに。

岩田委員。

○**岩田典之委員** 先ほどの犬のほうですけれども、狂犬病予防法というのがありますよね。今の話だと、市のほうではやってないけれども、飼い主がそれぞれ動物病院等で接種したと、したと。それを市のほうに届けがあると、その証明書、何ですかね、それを渡すということですが、そうすると、この令和2年度においては、接種すべき犬、登録している犬が何頭いて、その接種しましたよという届出が何頭あったんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 鈴木環境課長。

○**鈴木教之環境課長** お答えいたします。

すみません、もう少しお時間をください。

すみません、お待たせしました。登録数につきましては3,665頭、注射済票交付が2,365頭となります。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** 登録している犬が3,665頭で、接種済みが2,365頭ですか。そうすると、1,300頭ぐらゐの犬が接種していないんじゃないかと思われましてけれども、つまり、この予防法の第5条第1項

では、予防接種の義務というのがありますよね。これは自治体のほうがそういう予防接種をしますよという案内を送るわけですけれども、さらに、第27条では、違反した場合には20万円以下の罰金刑というのがあって、大変重いわけですよね。これ1,300頭も放置しておいて、もしその犬が、今はなかなか外で放し飼いという犬はいませんが、それにおいても、何かその犬がトラブルを起こした場合には、市のほうにも責任があるんじゃないかと思われそうですけれども、これももう1回確認しますけれども、そうすると、令和2年度においては1,300頭ぐらいの犬が狂犬病予防法の予防接種の義務、これを違反していると、こう捉えていいわけでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

未接種の飼い主に対しましては、行われていないということで、10月に督促状を送付して接種を促しているところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 再度確認しますけれども、これ何かあった場合には、飼い主の義務違反ですから、もちろん飼い主に処分が下されるわけですけれども、自治体のほうにおいては、それを促すだけで、特に責任はないと、こう思っているわけですか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 すみません、お時間をいただいて、確認をさせていただきます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に移りたいと思います。4款1項5目公害対策費について、225ページまでで質疑をお願いします。質疑はございますか。

植村委員。

○植村 博委員 225ページなんですけれども、水質調査・地下水汚染対策事業、ここについて伺いたいと思います。

まず、確認の意味で、この事業の目的と目指すものというのは何なんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

水質調査・地下水汚染対策事業ですけれども、こちらにつきましては委託で、3件の委託が設けられておりまして、まず、地下水水質調査委託につきましては、千葉県環境保全条例第7条第2項の規定に基づきまして、白井市では、神々廻地区、工業団地及びその周辺地区、平塚地区の3地区において、地下水汚染状況について継続的に監視を行っているところでございます。

続きまして、河川等水質調査委託でございますが、こちらにつきましては、河川水と湖沼水、こち

らは神崎川で2か所と、二重川、金山落し、手賀沼で1か所ずつ、それと、浸出水では2か所、地下水では14か所にて水質汚濁状況を調査し、水質汚濁対策に資するため実施しているものでございます。

続いて、周辺民家井戸水検査委託でございますが、こちらにつきましては、民間井戸において異常水の疑いの報告があった場合に、検査を実施するために予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 では、次に、たしかこのところで、12の委託料のところ、名前が地下水水質調査委託料となっているんですけども、前年度は地下水汚染機構解明調査委託料というふうになっていたと思うんですけども、この呼称が変わった、額は同じだと思うんですけども、なぜこの呼称が変わったのかなという質問です。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 昨年度と件名が変わっていますが、内容的には同じ内容でございます。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 分かりました。

非常に難しい問題ではあると思うんですけども、水質の調査をやってきて、これは何年も続けてきていると思うんですけども、この先同じようにただ検査だけをすればいいのか、そこから工夫、改善したり、あるいは、県につなげたり、水道化をするというような、いろいろな手があると思うんですけども、この先どこまで調査を続けて、成果としてどのように導いていくのかという考え方をちょっと聞きたいと思います。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

まず、地下水・水質調査委託でございますけれども、こちらにつきましては、毎年度調査結果を県に報告して、ヒアリングを実施しておりますので、今後もヒアリングの下、県からの助言に基づきながら、引き続き地下水汚染の状況を監視していく考えであります。

同じく河川等水質調査委託についても、先ほど申し上げましたように、調査経過を見ますと、河川水、湖沼水ではBODが基準値を超えているとか、浸出水では1か所でホウ素の超過が見られるとか、あと、通常の民家の地下水でも、いろいろ、マンガン及びその化合物ほかの成分で基準値を超過しているところがございますので、超過した方に調査結果と対処方法を記載した書類をお渡しして指導はしているんですけども、なかなか根本的にその水質自体が改善されないと思いますので、まず、引き続き継続して調査をしていかななくてはいけないのかなとは思っております。

特に工業団地地区では、こちら今回地下水質の中での対象地区として、平塚地区及びその周辺地区の中で工業団地地区が入っているんですけども、工業団地地区の中で本当に、全部じゃないんですけども、あるところではもう毎回、今回5項目設けているんですけども、その5項目のうち、結

構超過しているところが毎年出ているような感じなので、地下水を利用するより、このエリアは市下水道区域なので、今市営水道区域になっておりませんが、今後市全体を市営水道にするということもちょっと今計画の中で出ていますので、その辺を、財源、水の確保とか、水利権的な問題はありますけれども、市全体の中で市民にとって一番よい方向として、今後地下水だけじゃなくて、地下水ではなく、市営水道、上水を使用できるような方向で、庁内の関係各課と協議をしながら進めていければなどは考えております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 では、最後に、それでは、今課長のお話の中で、水道化と考えられるようであればそういう方向でいきたいというようなお話がありました。まだ井戸のお宅がたくさんあると思うんですけれども、市でもたしか市内全域で井戸の方の水質調査等をやっていると思うんですけれども、こういう汚染の、そのほかこういう地域以外で、そういう汚染の状況というのはどのようになっているんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 今回委託の中で設けているところの民家もあるんですけれども、窓口で普通の個人の家とかの中で、井戸水とか使用しているところで、水質に不安がある方につきましては、窓口に来ていただいて、お客様負担になるんですけれども、容器を渡して、地下水を取ってもらって、検査をしているところでございます。検査をして、使用者のほうに水質の状況を提供している状況でございます。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 最後だと言った割には、その結果でちょっとお聞きしたかったんですね。そのほかにも何か汚染が広がっているとかということを確認したかったんです。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 現在それ以外では住民からの問合せはもちろんないんですけれども、特に情報としては入っていないところでございます。なので、水質的には、どこかそれを飲んで病気になったとか、体調が悪くなったとか、これは水質が問題じゃないか、そういうようなお話がないので、それらについては問題なく飲用されているとは思っております。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今の質問に続いて聞いていきたいと思うんですけれども、じゃあ、この令和2年度に、もう長年やっているこの地下水汚染の検査、メッシュを切って、そして、検査していると思います。そして、今植村委員から質問あったように、民家の方も困っているわけですよ。あるところは、自分の井戸を使わないで、検査用の井戸の水を使って毎日生活していると、そういうところもあるわけ

ですよ。そういう中で、そういう市民の実態をつかみながら、工業団地というのものもあるわけですから、そこで、工業団地のほうは水道を引くのをちゅうちょしているわけですよ。でも、将来的な展望からいったら、土地利用も変わってきたわけですから、それを令和2年度にきちんと議論をして、庁内で、今後の在り方というのはやらなかったんですか、この井戸水の汚染から鑑みて、こういうことをしていこうということは、庁内で検討しなかったんですか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 今委員の御質問については、環境課では独自で動けるものではないので、水道、市営水道のエリアになるんですけれども、水道の件につきましては、水道を引くとか、今後将来的に、先ほど要らないんじゃないかという人もいれば、水道はやはり欲しいという方もいるので、環境課ではお答えできないところがあるので、庁内の中で検討、水道の使用に、計画については検討していかなければいけないかなとは思っております。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 それじゃあ、当座の処置として、浄水器の貸与はしていますか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 以前にはしていたんですけれども、今現在は浄水器を設置しているところは、貸出しとか、そういうところはあります。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 223ページの一歩下、放射能対策事業に要する経費で、車庫に保存している汚染土壌ですけれども、令和2年度においては、前年と比べてどうだったのか。つまり、処分が可能となったらこの土壌は処分するわけですが、つまり、令和2年度においてはどのぐらいの量を処分して、どれだけの量が今、今といますか、令和2年度末にはどれだけの汚染土壌が残っているんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

白井市の車庫の中に保管されています土壌ですけれども、こちらにつきましては、平成25年度に側溝汚泥、こちらは受け入れられるところの処理施設に持っていつているものですが、そちら25年度に一度、大量と申しますか、数値で申し上げますと310袋、量で申しますと280.8立方メートル、業務委託にて処理したところでございます。

その後の経過と申しますと、2年度末の数値ですが、25年度に処理してから、26年度からは処理はございません。令和2年度の実数なんですけれども、1軒の戸建て住宅から除去回収しておりますので、その部分を踏まえまして、フレコンバックで、86体になっています。量については、84.95立方メートル残っているところでございます。

以上でございます。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 再度確認をしますけれども、じゃあ、この車庫については、25年度はそれだけ処分したけれども、それ以降令和2年度までには、処分はしていないということですよ。一応確認ですけれども。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 そのとおりでございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 すみません、先ほどの水質調査の件なんですけれども、調査する場所が工業団地と神々廻、平塚ということでお話しされましたけれども、例えば、どういう基準でその場所を、水質調査の場所を決めているのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

こちらの地下水質調査委託につきましては、大分前から委託しているんですけれども、地区ごとに言いますと、神々廻地区なんかは平成3年度から実施しております。あと、工業団地につきましては平成元年度から実施していて、平塚地区でありますけれども、こちらについてはほかにも、平塚だけじゃなくていろいろ、復地先とか、あったんですけれども、その中で、お客様からの問合せ等があった中で、水質の異常等が、異常というか水質の数値が高かったりしたところがありましたので、その辺を鑑みながら、その辺の周辺の水質調査を継続して行っているところでございます。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 水質調査に400万円以上お金を使っているわけですがけれども、先ほど水質調査の結果よくなかったところに対しても指導はしているけれども、それ以上のことはあまりというお話でしたけれども、例えば、もう業務停止とか、そういったちょっと強い口調で、そういう業者とか、元になるところに対しては強くは言えないのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 地下水ということなので、原因はなかなか、近くに、例えば、廃棄物処理施設があるとか、地下水を汚染するというような施設があるとか、そういったところはないとは思いますが、なので、そういう個人的に悪いとかというのはなかなかこちらからは言えないものかと思えます。あくまでも地下水、周りの影響、土質の影響とか、周りの周辺環境の影響がございまして、水質の調査をして、悪いんですけれども、なるべくその数値が軽減できるような対応処置をお知らせして、それでも、例えば、去年はこうだったけれども、今年はずっと悪くなったと言え、またその辺はうちのほうも、いろいろ確認しながら、情報を集めながら、お客様のほうにその辺の情報を

提供していきたいと考えております。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○**竹内陽子委員** 223ページ中段のところに、清戸地区の硫化水素ガス対策というのがあるんですけども、これはつい最近の話だと思うんですけども、つい最近というか、令和2年度にこういう形で決算の中に出てきたと思うんです。これはどういうふうに対応したんですか。

○**広沢修司委員長** 鈴木環境課長。

○**鈴木教之環境課長** お答えいたします。

こちらで見ている清戸地区硫化水素ガス対応事業に要する経費ですけれども、予算上は消耗品ということで、こちらの清戸地区なんですけれども、平成21年度から高濃度の硫化水素が発生していることによって、周辺住民の生活環境への影響調査ということで、継続的に行っているものなんですけれども、消耗品ではその検知器を購入しております。

目的としましては、先ほど言いましたように、周辺的生活環境の影響調査ということで、定期的に、週に1回の頻度で測定を実施しております、年度で言いますと、42回の測定を行っております。

○**広沢修司委員長** 答弁は以上でよろしいですか。

ほかに質疑ある方。

鈴木環境課長。

○**鈴木教之環境課長** 先ほど1件御質問に対して御回答していなかったもので、回答させていただきま

す。
予防接種をしていない犬の所有者の方には、病気をしているとか、高齢者などの理由によりまして、予防接種をちょっと受けられない、すみません、失礼しました、犬が病気や高齢ということを理由に、接種を受けられない犬もいます。予防接種は犬を飼う飼い主の義務でありまして、市といたしましても引き続き広報やホームページ等で接種のお願いといたしますか、接種をしていただくということで、飼い主に対して予防接種を受けるように発信しているところでございます。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** 分かりました。コロナが、今年度も含めて、まだしばらくは続くと思われまので、なかなかそういう、集団接種じゃないですけども、どこかの会場で予防接種を行うというのは大変難しい状況になると思われま。そういう意味では、ぜひ2年度にどういう話し合いをされたか分かりませんですけども、引き続き飼い主に年に1回は義務なんですよということを促すようお願いしませ。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに。

竹内委員。

○竹内陽子委員 結論だけを伺いたいと思います。要は、このガスというのは、ちょっと私も調べてみたんですけども、一定濃度以上だと人体に重要な影響を及ぼすと書いてあるんですね。そこで現状はどういうふうになったんでしょうか。これはクリアされた問題なんですか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

毎年測定している結果なんですけれども、昨年度の結果につきましては、場所的には以前その、硫化水素が出てきたところ、水路の集水ますというのがありまして、そこから塩ビ管、管が出ていまして、そこから出ているだろうということで、その集水ますの大気中のところと、そのますのふたの内部の2か所で週に1回測定をしているんですけども、測定結果については、大気中のところで最大で0.7 p p m、それから、集水ますのふたの内部で最大30 p p mという記録を残しております。それで、10 p p m以上の数値が出た場合は千葉県企業庁に報告しているところでございます。

以上でございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、次に移ります。4款2項清掃費について、229ページまで質疑をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、227ページの中程、ごみの減量化・資源化推進事業についてお伺いしますが、ごみの減量化ということで予算を組んでやったわけですけども、令和2年度に関して、可燃ごみが増えていますよね、前年と比べて。特に家庭系のごみ、1人当たりのごみ量が増えているんですけども、これを市のほうではどのように捉えているんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

令和2年度は、平成31年度と比較しまして、家庭系、事業系、増えているんですけども、特に家庭系ごみが前年と比べて510.97トン増加となっております。この増加の主な要因として考えられるのは、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛により、家庭内で過ごす時間が増え、巣ごもり需要の飲食料品や日用品の増大にあると考えております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 その要因を捉えて、市ではコロナ禍の中でどのように家庭ごみを減らすかというような議論はされたんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 コロナ禍の対応というよりも、今市ではごみの減量化に向けて市民に周知をし

ているところでございます。

以上でございます。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 続きです。ごみの減量の審議会のほうでは、もう一般ごみの有料化ということに向けて検討に入っているようなのですが、令和2年度中にごみの減量化・資源化という、これにかかってくる経費について、市の評価というのはどういうふうに捉えたのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 御質問をもう一度、すみません、お願いいたします。

○竹内陽子委員 いいですか、粗大ごみはもう上がりました。そして、今度は一般ごみの有料化というのを、もう検討に入っていると、審議会等の、入っていると思うんですが、この2年度中のごみの減量化・資源化、そういう中で、それぞれにかかる、ごみにかかるお金というのは、やはり経費がかかると思うんですよ。そういう中で、市はどう評価して、令和2年度はどう捉えたのか、そこをお尋ねしているんです。やはり上げていかなきゃいけないよとか、そういう見解が出ていると思うんですね。そこをどう捉えているか、令和2年度に、お尋ねします。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

昨年度、審議会のほうで、3回実施した中で、最後のところ、家庭系ごみの手数料有料化の導入は、さらなるごみの減量化・資源化の推進、受益者負担の公平性の観点から導入すべきとの答申をいただいたんですけども、その後の動きといいますか、昨年度の動きなんですけれども、答申が出たのが今年の3月ということで、2年度中にはまだこの件、答申をいただくまでの審議会での協議というか、どういうふうに持っていこうかということの審議会をやったところでございますので、今後、今後というのは今年度から、その有料化の答申を受けたことにつきまして、一番いいのは組合としての一元化が一番望ましいんですけども、その辺は、市だけでは動きが取れませんので、今いろいろ組合との会議等で今後の進め方について検討しているところでございます。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 確かに市は審議会等に諮問をしたりするわけですから、その意向に沿うというのも分かるんですが、ただ、これまでいろいろな経緯があつて粗大ごみを上げたということも、それはそれで経費がかかるからこういうふうになったわけです。今前の質問のときにも、減量化といえども、ごみが増えていますよねと、そういう増えてる現実を見据えながら、じゃあ、市は市でどういうふうに捉えたのか。審議会は審議会で意見が出ると思います。市はどういうふうに捉えたのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。そこは大事なポイントだと思う。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

審議会では答申として必要だという意見が出たんですけども、もちろん白井市の考えも同じ意見でございまして、今後ごみの有料化は必要だと、有料化に伴って減量化も多分進んでいくと思うんですけども、お客様がやはり有料化に伴って、例えば、今考えているごみ袋の料金に上乘せするとか、そういったこともあるんですけども、その辺はお客様の負担もありますので、慎重に考えていかなければならないと捉えております。

組合の中の白井市なので、白井市単独ではできません。今処理委託のほうも組合の印西クリーンセンターのほうで委託をかけて、白井市、印西市と運搬をやっていただいておりますので、その辺で勝手に白井市だけで動けるものではないので、いろいろ今後考えていかなければならない大きな問題かとは思っております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 岡田市民環境経済部長。

○**岡田光一市民環境経済部長** 少し補足をさせていただきたいと思います。

今の環境課長のほうでは、減量化についてのお話をしたところですけども、資源化というところもありましたので、こちらに関しては、これまでさんあ〜るという活動を、アプリを使ったりですとか、広報で市民の皆様へ啓発をしたりとか、そういうことをやってきております。これは引き続きやって、資源化を進めていきたい。

また、一方では、市民の方々が資源回収団体というものを作って活動している。それと、あとは、資源回収の事業者の方もいます。ですので、こういった方々を、事業者の数を増やすとか、または、団体を増やしていくとか、そういうようなことをしながら資源化に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○**柴田圭子委員** 今の資源回収団体についてなんですけれども、227ページの一番下、当初予算に比べて随分減額になっているんですけども、何か昨年度中に資源回収の業者が1社引揚げたというような話も聞いたりして、減額はそこら辺にも要因があるかと思うんですけども、経緯と、引揚げた業者に代わる業者が見つかったか、見つける努力をしたのかどうかと、その辺りを聞きたいと思えます。

○**広沢修司委員長** 鈴木環境課長。

○**鈴木教之環境課長** お答えいたします。まず、予算額と決算額の開きが多いことについて御回答させていただきます。

令和2年度の予算額につきましては、予算時に29年度から30年度の回収量が増加していたので、それを見込んで、2年度の予算計上を見込んでいたんですけども、その後、2年度になりまして、ま

ず、登録団体が減少したのが1つあります。それと、回収業者側においても、人手不足や回収コストの面で折り合いがつかなくなって、一部の商品、品目が回収できなくなったという事業者があったことにより減少となっております。

それを受けまして、もちろんその回収業者に頼んでいた団体については、逆に回収ができていない状況も原因の1つであるんですけども、市としては、それを受けまして、そういう状況を踏まえて、2年度中の対策といたしましては、これまで有価物の回収奨励金の単価を、品目ごとに、時価を考慮して、1キロ当たり5円を限度に都度算定していましたが、回収業者のコスト面や、新規事業者の参入のしやすさを考慮いたしまして、要綱を改正して、令和3年度からは、品目、時価にかかわらず、一律にこれまでの上限であった5円としております。

また、そのほか、これまで4品目、これは、紙、布、ビン、金属類、この4品目になるんですけども、全部全てを回収できなければ登録できなかった取扱いに対しまして、1点でも大丈夫ですよということで、登録ができるよう取扱いを改めております。

さらに、事業者の確保ということで、ほかに近隣、印西市の資源回収運動登録業者、こちらは11社と、鎌ヶ谷市の資源回収登録業者3社、あとは、白井市においても、収集運搬許可業者8社について、資源回収の運動登録ができるかどうか打診をかけたところなんですけれども、今現在まだ登録していただけの会社は出てきていません。なので、引き続きホームページ等で募集を継続して掲載しているところでございます。

あとは、ほかに他市への声かけということで、他市と集まる機会がありましたら、回収運動を行っている業者で、白井市のほうも回収できるかどうか、そういう会社がいたら紹介してほしいということで、投げかけもしております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 経緯等よく分かりました。

家庭ごみが増えてしまっているというのも、回収が滞ってしまって半額ぐらいになってしまった。そこもちょっと関係があるのだろうかと思ったんですけども、ここら辺はどうですか。あまり関係ないのかもしれませんが。

ただ、小・中学校の団体とか自治会なんかで回収運動をしていた団体が回収されなくなってしまったら、自然と家庭ごみのいわゆる普通の収集に回っていくことになるんだろうと思いますので、そこら辺どういうふうに見ていらっしゃるのかだけちょっと見解を伺います。

○広沢修司委員長 鈴木環境課長。

○鈴木教之環境課長 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、家庭系ごみの中には資源物の収集の量も入りますので、その辺はやはり回収運動の業者の影響なり、それは少なからずあると考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** それでは、4款2項の清掃費についてまでを終わりにし、ここで休憩に入ります。

開始は14時15分。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○**広沢修司委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、5款1項1目と2目。

鈴木環境課長。

○**鈴木教之環境課長** すみません、先ほどの4款1項5目公害対策費について、3点御説明させていただきます。

1点目、先ほどの質問で御説明いたしました水道の件で御説明させていただきます。

以前一般質問で都市建設部長から回答がありましたが、現状としては平成27年度から継続的に御要望いただいている工業団地への給水を踏まえ、区域の拡張計画の検討をしています。

2点目、先ほどの御質問にありました地下水調査地点の選定については、揮発性有機化合物が検出された地点について、千葉県と協議した上で調査をしております。

3点目、硫化水素について、現在測定地点のますの上とますの中を測定していますが、令和2年度において、基準値であるます上の10ppmを超えていないという状況でございます。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** よろしいですか、今のところは。

では、引き続き行ってまいりたいと思います。5款1項1目と2目、農業委員会費と農業総務費について質疑をお願いします。

長谷川委員。

○**長谷川則夫委員** それでは、231ページ、農業委員会運営に要する経費の中の報酬、農地利用最適化推進委員の令和2年度の実績についてお伺いします。

○**広沢修司委員長** 大野農業委員会事務局長。

○**大野信二農業委員会事務局長** 農地利用最適化推進委員の実績についてお答えいたします。

農地利用最適化推進委員においても、農業委員総会に毎月出席していただいております。それから、農地のあっせん希望者があれば、農地利用最適化推進委員のほうにあっせんしていただくように取り

計らっております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 そうしますと、農地利用集積とか、荒廃農地、利用されていない農地等の改善とかはありましたですか。

○広沢修司委員長 大野農業委員会事務局長。

○大野信二農業委員会事務局長 印旛沼土地改良区の白井地区の田んぼなんですけれども、そちらのほうにある業者さんが農作物をやりたいということであっせんいたしまして、2ヘクタールぐらいの改善はいたしました。

以上でございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 今のお話なんですけれども、変更後の利用目的を教えてくださいましてはできますか。

○広沢修司委員長 大野農業委員会事務局長。

○大野信二農業委員会事務局長 すみません、もう一度、変更の理由。

○長谷川則夫委員 今の荒廃地の利用で、変更後の利用目的が分かったら教えてくださいましてはいいんですけれども。

○広沢修司委員長 大野農業委員会事務局長。

○大野信二農業委員会事務局長 変更後の利用目的、田んぼに薬草を植えて、それで収益を上げるような計画を立てまして、結構その方は多く荒廃農地やっていたらいいような形になっております。

以上です。

○長谷川則夫委員 分かりました。ありがとうございます。

○広沢修司委員長 ほかに。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今と同じところの問題です。農業委員とこの利用最適化推進委員、この在り方なんですけれども、私も実態はどうなのかということを知りますとね、農業委員とその最適化の委員がコンビになって、時折エリアを決めて、そこのところを回っているという話は聞いているんですけれども、平成29年1月に農水省から、その利用最適化推進委員の役割というのがちゃんと明記されているんですね。これは担い手、農地利用の集積、集約化とか、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進、農業委員の方もおやりになっているんでしょうけれども、農転とかそういう業務で忙しい。ところが、この最適化の委員は、やはりエリアの、その地域地域のところのそういう問題点を、中間機構みたいなどと相談しながらとかやっていくお役目じゃないかと思うんです。その辺、農業委員会

にも意見は言えないんですけれども、座っていながら、それで、農業委員会に臨んでいるわけですが、毎回毎回その報告書というのは何か出来上がっているのでしょうか。

○広沢修司委員長 大野農業委員会事務局長。

○大野信二農業委員会事務局長 報告書というのはございませんが、活動日誌は毎回つけているような形になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 活動日誌は分かるんですけれども、そうではなく、やはりそういう農地を有効活用しようということで、農業委員以上にその地域を見守ってマッチングさせていくというお役があるわけですから、そのことに向けて効果が出てこないといけないわけですよ。そういう意味で、日誌はともかくとして、こういうことが解消しました、こういうことをマッチングしました、そういうような発展的な意見をまとめたものというのは出来上がっているのでしょうか。

○広沢修司委員長 大野農業委員会事務局長。

○大野信二農業委員会事務局長 報告書はございませんが、毎月農地の貸し借りにおいては許可が必要になりますので、その場合、委員のほうでお骨折りいただいて、マッチングがうまくいけば、その都度会議のほうにはかけて、許可なり、利用集積の承認なりをいただくような形になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 あえてこの29年1月から、最適化推進委員はこういうお役ですよと改正して言っているわけですから、やはりその年の効果があったもの、効果というか、こういうことを改善しましたというのは、やはり日誌だけじゃなく、ちゃんと残しておくべきだと思うんですが、それをお願いしたいと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、続きまして、5款、よろしいですか、何かございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 231ページから次のページにまたがっている2) 農業者年金業務に要する経費、この中の通信運搬費が400万円報告が上がっているんですが、これは、違う、231ページ。

〔「4,000円じゃない」と言う者あり〕 4,000円か、失礼しました。取下げます。取下げて、その次の質問をいたします。大変失礼いたしました。

233ページにあります1)、すみません、農業振興費は今質問しても、範囲でしたか、確認します。

○広沢修司委員長 それは次になります。

○小田川敦子副委員長 次ですね。分かりました。以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、続きまして、3目農業振興費、ページが232ページから239ページまで、質疑はございますでしょうか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 改めまして、233ページから始まります1) 農業振興総務事務に要する経費、この中の10需用費にある修繕料、こちらの何を修繕したのかを伺います。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 農業振興総務事務に要する経費の修繕費についてお答えします。

当初予算では農業センターと自走用の草刈り機械ですか、こちらのほうの予算を持っていたんですけども、実績のほうでは全額草刈り機のほうの修繕で使用しております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

次に、同じ1)の中の12委託料、この中ほどにある空調設備保守点検委託料なんですけれども、予算が88万7,000円だったんですが、決算が18万1,500円と、かなり執行残が出ているので、この理由について伺いたいと思います。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 お答えします。

基本的には請負差金になります。細かい内容につきましては、こちら1階が空調を使っておりませんでしたので、そのフロンガスの回収処分費を令和2年度は予算で盛りました。その部分につきましてかなり金額が安くなりましたので、この金額が、一応3月の補正で落としているんですけども、当初予算から少なくなったということです。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 239ページの14) 育苗センター事業費なんですけれども、昨年に比べると15万3,000円ほど安くなっているんですけども、育苗センターは梨の苗を育てるセンターだと思うんですけども、これ事業が回ってきて、もうそれほど補助金も必要ないという意味なんですか。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 こちらの育苗センター事業につきましては、18節の負担金補助金のみにな

りますけれども、こちらは12月で補正させていただいております。内容につきましては、育苗センターのほうの本数、植える本数、こちらを増やすための施設、そちらのほうを整備しているんですけれども、県の補助が年度途中でつきましたので、それに合わせて12月補正して事業を実施しております。実際には、当初予算では育苗センターの費用はゼロ、つまり、既に自己資金で運営されているということで、実際には当初予算はゼロということでもあります。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

植村委員。

○**植村 博委員** 233ページの委託料の下のほうですけれども、有害鳥獣捕獲委託料、最近防災無線でもよくこの放送が流れていると思うんですけれども、昨年度よりも30万円ほど上乘せがあって、結果としてどうだったんでしょうかというのをお聞きしたいと思います。

○**広沢修司委員長** 金井産業振興課長。

○**金井 勉産業振興課長** 有害鳥獣捕獲委託料につきましては、年間通して委託をしているわけですが、特に夏の期間の猟銃を使った駆除以外にも、箱わなを使った駆除をしております。猟銃を使った駆除については年々捕獲数は減っているところなんですけれども、逆に箱わなを使った駆除、捕獲、そちらのほう年々増えているような状況でして、効果としてはそのような内容になるかと思えます。

以上です。

○**広沢修司委員長** 植村委員。

○**植村 博委員** そうしますと、何でも目標というのがあると思うんですけれども、目標のカラスだけではなくていろいろ名前が挙がってきていると思うんですね。箱わなで捕まえるのは何をどれくらい目標にされたのか、あるいは、また、カラス等どれだけの捕獲というか、実績があったのか、参考までにちょっと伺いたいんですけれども。

○**広沢修司委員長** 金井産業振興課長。

○**金井 勉産業振興課長** 有害鳥獣捕獲をする場合は県の許可が必要になります。そこで、各種類、ハクビシンならハクビシンが何頭までというような頭数を申請して、許可をされております。すみません、その辺ちょっと資料がないもので、後ほどお答えさせていただきますけれども、実績のほうだけ先にお答えさせていただきます。

令和2年度につきましては、ハクビシンが11頭、タヌキが15頭、アライグマが9頭、合計35頭の捕獲をしております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に移りたいと思います。4目、5目の畜産費と農地費について質疑をお願いします。質疑はございますか。

岩田委員。

○**岩田典之委員** それでは、241ページの上のところ、環境にやさしい畜産業の推進に要する経費、環境衛生指導事業補助金、これ養豚場の臭気対策だと思うんですけども、何か所にこの補助金を出したんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 金井産業振興課長。

○**金井 勉産業振興課長** 補助金につきましては、1か所のみになります。

○**広沢修司委員長** 岩田委員。

○**岩田典之委員** ちなみに、令和2年度においては、養豚場は何か所あったんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 金井産業振興課長。

○**金井 勉産業振興課長** 令和2年度におきましては、実際に運営、要は、養豚、豚がいたところは2か所あったんですけども、1か所が途中で事業を閉鎖しましたので、結果的には1か所のみのお交付となっております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、続いて2項の林業費について質疑はございますでしょうか。243ページまでよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、続いて、次に6款商工費について、242ページから249ページまで、ただし、247ページのプレミアム付商品券事業に要する経費を除き、質疑をお願いいたします。249ページまでです。商工費について。

岡田委員。

○**岡田 繁委員** 247ページの6) なんですけども、企業誘致推進事業、これ何社誘致できたんでしょうか。〔「資料に書いてある」と言う者あり〕失礼しました。撤回します。

○**広沢修司委員長** よろしいですか。

ほかに質疑がある方いらっしゃいますか。

柴田委員。

○**柴田圭子委員** 今、岡田委員が質問しようとしたところです。247ページの企業誘致についてなんですけども、交付金としては4件出している、4社に出しているということでした。そして、実績として、企業訪問が4社で、1社が決定したということですけども、決定したその要因というのかな、例えば、この奨励金があるということが大きな要因になったとか、あと、立地上の問題とか、そ

こちら辺りという要因があつて白井への立地を決めたか、そこの経緯をお知らせください。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 1社につきましては、工業団地内の事業者になります。もともとあつた事業者が事業所を増やしたという経緯になりますので、工業団地協議会と連携して進めたような状況になります。

質問はそれだけでしたでしょうか。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 1社の進出が新規だと思ったものですから、企業立地のための税優遇、それが大きなきっかけともなつたのでしょうかという、その効果、企業誘致のための条例、促進のための優遇策が功を奏した立地誘導になつたのかどうかを知りたかつたのですが、そうではなさそうですね。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 奨励金の担当課があまりこういう回答をしていいのかわかりませんが、企業誘致につきましては、奨励金があるだけで100%そこに進出しますということにはなりません。2年度につきましても、もともと工業団地内にあつた事業者が事業所を増やしたということですし、市内どこでも誘致できるものでもありませんので、やはり誘致できるような、進出したいような環境を作ってあげることと、あとは、市がどれだけ協力できるか、それにかかってくると思います。それプラス、奨励金があることで背中を押すというか、促すような形が取れてくるのではないかと考えているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 奨励金だけが目当てで立地するなんていうのは多分あり得ないだろうと思うけれども、それは1つの要因にはなるのかな、そのための条例制定で、そのためにお金を割いているわけなので、そういうことの効果もないのはちょっとどうなのかなというふうに私は思うんですけれども、そこはどうですか。奨励金の考え方です。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 先ほどもお答えした内容と同じになるんですけれども、背中を押すには十分な効果があると思いますので、効果が全くないとは考えておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それと、立地をしよう、こちらに進出してこようというのに、いろいろな環境を整えなきゃいけないということでしたけれども、一番ネックになっている問題というのもまた一方であると思います。ふさわしい土地があるかないかですよね。そこについては、御自身での、何というの、御自身たちでの反省点としても挙げられていると思うんですけれども、そこについてが解決しない限

りはこれ以上の誘致が難しいという判断になってしまっているのかどうか。また、その土地、じゃあ、1個ずつ、そこについて見解を伺います。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 白井市におきましては、市街化区域でいいますと、千葉ニュータウン事業区域と工業団地がありますけれども、誘致をするにはまずそこが優先になろうかと思えます。ただし、その区域には自由に誘致できるような土地は今のところありません。ですので、積極的に誘致するためには、市街化調整区域、こちらのほうに誘致していくことになろうかと思えますが、市街化調整区域は基本的には建物は建たない区域です。産業振興課のほうで誘致したいと言っても、それはなかなか難しい話です。都市計画的な手法を取って、規制誘導をかけて、それで誘導していかなければならない案件ですので、産業振興課のほうで、この市街化調整区域についてはこういう立地条件があって非常に有利な区域だということを、今令和3年度の委託費で調査をかけていますけれども、そういう区域を産業振興課のほうで選定して、今度は都市計画手法で規制誘導して、あとは、インフラ部門が、調整区域なので当然弱いので、インフラ部門と調整して、そのような環境を整えて、誘致というか、進出してもらおう。そのような形が今白井市が行っている企業誘致ということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 令和2年度中に規制誘導をすとか、そういう、要は、誘致に向けた取組というのは、多分こういう決算とか予算書上には表れない部分だと思うんですけども、そういう、今課長のおっしゃられたような取組というのは進められたんでしょうか。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 令和2年度につきましては、北千葉道路のインターチェンジの予定区域ですか、あちらにつきまして、都市マスタープランを見直しまして、土地利用方針を追加しました。こちらのほうに誘導するような区域を設定しております。どちらかという、産業振興課よりも都市計画課の事業になってしまうんですけども、それと、去年度末、市役所の南側の生産緑地、ここは調整区域じゃなくて生産緑地なんで市街化区域なんですけれども、こちらのほうは既に都市計画審議会に諮問をしているような状況です。企業誘致関連で令和2年に実施したものといいますとそのぐらいになろうかと思えます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 よく分かりました。それで、1か所、南山にある印クリの使っていない土地、あそこについて協議を進めるといようなことが書いてあったと思うんですけども、そこについては実際行われたんでしょうか。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 令和2年度につきましては、組合と頻繁に打合せはしております。あそこは市街化区域ですので、清掃センターというくくりさえ外してしまえば幾らでも誘致できる土地になりますので、ただ、あそこの真ん中に立っているプレハブ、何で使っているかちょっと忘れましてけれども、あれが解体の際に補助金を活用して建てた建物になりまして、耐用年数がまだ残っている状況です。ここまで回答していいのかちょっと分からないですけれども、市としましては、補助金を返還してでもなるべく誘致を早めたいという考えはあるんですけれども、なかなか補助金返還というのはハードルが高い、組合としても補助金返還というのはハードルが高いことも考えられますので、打合せのほうは頻繁に行ったんですけれども、組合のほうはまだ踏み込めてないという状況ですので、補助金のほうの耐用年数、そちらのほうの切ればスムーズに進んでいく可能性があるのかなということも考えているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 耐用年数はあとどのくらいですか。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 あと2年です。

以上です。

○柴田圭子委員 あと2年ですか。分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 この企業誘致というのは、今担当課長のほうからいろいろお話があって、まず、土地の問題です。そうしますと、地権者に影響してくる話なんですけれども、やはり市の熱意というのはすごく大事だと思うんですね。そこで、地権者の中にもちょっと言われた方もいるんですけれども、親方はどうなんだというような声も聞きます。それは率直な話です。となると、やはり市長自ら地権者に、この市はこういうふうにしていくんだと、だから、皆さんこういうふうにご協力してくださいという、そのひざ詰めの作業というのがあまり見えてこないんですけれども、そういうところはこういうふうにご捉えていますか。それは担当課長は言いにくいと思いますけれども、でも、その辺が非常に、企業でも、社長自らこういうことをしたいからと熱意をもってやることによって問題が解決するということも出てくると思う。その辺の進め方、非常に担当課の方も努力されているというのは重々分かっているんです。でも、最後の決め手は首長です。そういうところの持って行き方というのをどう捉えていますか。

○広沢修司委員長 岡田市民環境経済部長。

○岡田光一市民環境経済部長 お答えをいたします。

市では、企業誘致に関しては、後期基本計画の中でも位置づけておるところです。市長についても、

各種会議ですとか、イベントというようなところでも、市のこれからのまちづくりについての話というようなところも発言をあちこちでされているというところがございますので、直接事業者または地権者に話に行くというところの段取りが整った時点というか、そういったようなところでの市長が直接出向いて何かをするということは当然あり得ると思うんですが、まず、企業誘致ということでのいろいろな地権者の方々と話の打合せの内容、そういったような内容とかについては、担当部署で行わせていただいているというようなところがございます。

ですので、その随所随所、市長が当然発言をしなくてはいけないときには市長に出させていただいて、企業誘致につなげていきたいと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうです、今部長がおっしゃったとおりです。全ての話で出てきなさいということではないんですね。やはりここぞと思うときに、市長がどうしてもこういうふうにしましょうよということで、お願いの方々、やはり市のまちづくりを語る、そういうことが非常に大事だと思うんで、ぜひそこは十分検討していただきたいと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

植村委員。

○植村 博委員 それでは、1点だけ、245ページの4)のところ、雇用についての項目がありますが、今回コロナ禍という特別な事情はありますけれども、結果として、ここの雇用の部分、定量的に数字が出るのだと思いますが、これが進捗したのかどうかお聞きしたいと思います。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 雇用相談の実績ということだと思いますけれども、資料のほうにも出しているんですけども、令和2年度につきましては、来場者が2,143人、実際に企業に紹介した人数、来場者は延べ人数になりますので、実数とはまた別です。実際に企業に紹介した方の人数が167人、実際に就職が決まった人が41人になります。これ一応各年度統計を取っておりますけれども、来場者数につきましては年々減っているような状況です。紹介人数につきましては、大体来場者数の1割程度を紹介しているような状況ですので、来場者に合わせてやはり減っております。

実際に就職した方の人数は、28年から大体70人から80人程度就職が決まっていたんですけども、令和2年度につきましては41人ということで、正確な調査というか、分析をしたわけではないところですが、やはりこの辺はコロナウイルス感染症の影響が出ている可能性があるのかなというところは感じているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 すみません、ちょっと自分の聞き方が悪くて、白井市内の方が市内の会社に勤める雇用率を聞くつもりだったんですけれども、ちょっと勘違い、自分の聞き方が悪かったので、それはそれで結構です。すぐ分かればちょっとお聞きしたいと。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 申し訳ありません。無料職業相談所は白井市内に限定しておりませんので、ちょっと調べないと数字、市内限定ということでは出てこない状況です。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところなんですけれども、コロナ禍で多分就職で相談に訪れる人が増えていたのかなと思ったんですけれども、年々減っていると。また、ましてや、紹介ができたところ、就職できた数がすごく減ってしまったという結果になってしまったんですけれども、ここについての要因はどのように分析されましたか。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 就職された方が41人になったということの分析ということでよろしいですかね。

○柴田圭子委員 減ってしまったことについて。

○金井 勉産業振興課長 減ってしまったことについては、先ほども少し述べさせていただいたんですけれども、正確な分析はしておりません。コロナの影響がこの辺にも出ているのかなということで、正確な分析じゃありませんけれども、そういうような感じを持っているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それで、その相談を受ける体制なんですけれども、会計年度任用職員が2人になっていますが、これは常駐、週5日間ずっと待機している状況だったんですか。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 基本的には週5日間2名で実施しております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確認ですけれども、2名体制でずっと週5日間行っていたということですよ。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 休暇等取られている場合は当然1名体制になってしまいますけれども、常に常時開けていますので、原則は2名体制ということです。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 体制的に、たくさんの方が訪れたのに全然待たされて受けられなくて、県のほうに直接相談に行ってしまったとか、そういうようなこととかはなく、市のほうに来られた方はちゃんと市のほうで全部受けられたというふうなことでよろしいですか。

○広沢修司委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 今のところそのような苦情というか、トラブルは発生しておりませんので、市のほうで全て受けたと認識しております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、続きまして、352ページから353ページの10款1項農林水産災害復旧費について、質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、353ページ10款1項も終わりにいたします。

それでは、歳出について、以上で終わりますが、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、歳出について質疑はないものと認めます。

休憩いたします。

再開は15時5分。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

○広沢修司委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 植村委員の質問で、回答できなかった部分がありますので、追加で回答させていただきます。

有害鳥獣駆除の許可、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可申請書という形で、県の印旛地域振興事務所のほうに許可を取っております。その許可の数量の上限、こちらのほうをお答えしたいと思います。ハシブトガラス100羽、ハシボソガラス100羽、スズメ60羽、ドバト60羽、ムクドリ60羽、ヒヨドリ60羽、キジ20羽。次から四つ足になります。ハクビシンが120頭、タヌキが40頭、アライグマが40頭。イノシシは現在白井市内にはおりませんが、とりあえず20頭許可を取っているところ

です。

それと、追加で、無料職業相談所の市民の雇用の実績、こちらの資料が届きましたので、回答させていただきたいと思います。白井市民でフルタイムで就職が決まった人が6人、パートが15人となっております。

それと、もう1点、無料職業紹介所の案件で、柴田委員から質問があった回答の訂正をさせていただきたいと思います。雇用契約のほうを確認したところ、週4日の契約になっておりますので、1週間のうちに2日間は1名のときがあるという、一応そのような雇用契約になっております。

以上です。

○**広沢修司委員長** よろしいでしょうか。

それでは、歳入について質疑を行います。32ページから35ページまでで質疑をお願いいたします。14款1項1目総務使用料、14款1項3目衛生使用料中、行政財産使用料、14款1項4目農林水産業使用料、14款2項1目総務手数料中、4節の戸籍住民手数料、14款2項2目保健衛生手数料、同じく2項3目の農林水産業手数料についてまで質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 33ページになります。14款の農林水産業使用料、目が4目農林水産使用料の農業センター使用料について伺います。

決算2,500円ということなんですが、利用の実績になるとどういう数字になりますか。

○**広沢修司委員長** 金井産業振興課長。

○**金井 勉産業振興課長** お答えします。

2,500円、有料での利用実績につきましては10時間になります。その他、無償貸出時間数につきましては2.5時間で、合計12.5時間になります。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 令和2年度の時間数での利用が12.5時間ということなんですが、経年で見てどういった変化になるのでしょうか。極端に令和2年度の使用は下がっているのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 金井産業振興課長。

○**金井 勉産業振興課長** 令和2年度の使用料は極端に下がっております。31年度がたしか七十何時間だと思いましたので、やはりこの辺もコロナウイルスの影響でいろいろな事業や行事ができなかったというのがありますので、利用時間についても落ち込んでいるところであります。

以上です。

○**小田川敦子副委員長** ありがとうございます。以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次、38ページから43ページまでで質疑をお願いします。15款2項1目の総務費国庫補助金中、個人番号カード等関連委任事務補助金、個人番号カード交付事務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備補助金、16款2項3目衛生費国庫補助金中、循環型社会形成推進交付金、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金、15款3項1目総務費委託金中、中長期在留者居住地届出等事務委託費交付金についてまで、質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、続きまして、48ページから55ページまでで質疑をお願いいたします。16款2項2目の衛生費県補助金、ただし、以下を除きます、健康増進事業費補助金、地域自殺対策強化事業費補助金、骨髄移植におけるドナー支援事業補助金、千葉県風しんワクチン接種事業補助金、これらを除き、衛生費県補助金、それから、16款2項3目農林水産事業費県補助金、同じく、7目総務費県補助金、3項1目総務費委託金中、3節統計調査委託金中、人口動態調査事務委託金、それから、3項3目農林水産業費委託金についてまでで質疑をお願いします。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** それでは、次に参ります。60ページから65ページまで、21款3項貸付金元利収入、4項2目雑入中、市民経済部の所掌する事項、4項3目弁償金中、物損事故等費用の弁償に係る弁償金についてまで、65ページまでで質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 65ページになります、3目の弁償金になります。物損事故等費用の弁償に係る弁償金として、決算額が8,745円ということですが、この弁償金の内容について説明をお願いします。

○**広沢修司委員長** 金井産業振興課長。

○**金井 勉産業振興課長** お答えします。

産業振興課で貸出しております自走用草刈り機、こちらのほうの利用者による故障分、こちらのほうの弁償になります。

以上です。

○**広沢修司委員長** よろしいですか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 貸出し中に故障したということのようなので、確認しますが、これは機械のほうの故障に対する弁償金で、それを扱っていた方に対する弁償金ではないということでしょうか。

○**広沢修司委員長** 金井産業振興課長。

○**金井 勉産業振興課長** 使用者の責任で故障した部分になりますので、使用者からの弁償金になります。

以上です。

○小田川敦子副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。ほかに歳入について質問がなければ、よろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 歳入について質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

21日火曜日は午前10時から会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後 3時15分